小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金交付要綱

令和８年４月１日制定
令和８年９月１日改正
福岡県商工会議所連合会

（通則）

第１条　小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金（以下「県補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、福岡県が定める小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金交付要綱（７中小振第４２８０号。以下「県要綱」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年福岡県規則第５号。以下「規則」という。）ならびにその他の法令の定めによるほか、小規模事業者持続化補助金事務局が定める国の令和６年度補正予算または令和７年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞公募要領ならびにこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「国補助金」、「補助金事務局」、「補助事業」、「福商連」、「補助地域商工会議所」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

（１）「国補助金」とは、国の令和６年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」、令和７年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」のうち、「小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞」をいう。

（２）「補助金事務局」とは、小規模事業者持続化補助金事務局をいう。

（３）「補助事業」とは、国補助金において、採択された事業者が実施する事業として補助金事務局が認めた事業をいう。

（４）「福商連」とは、福岡県商工会議所連合会をいう。

（５）「補助地域商工会議所」とは、国補助金を支援する商工会議所をいう。

（６）「補助事業者」とは、補助金事務局が補助金の公募を行い、補助金事務局が別に定める審査基準に基づく審査で採択した福岡県内の小規模事業者等であって、国補助金の第１８回公募、第１９回公募のうち、いずれかに採択され、かつ、事業を完了し、その後に額の確定を受けている者をいう。

（交付の目的）

第３条　県補助金は、県内の小規模事業者等であって、国補助金を活用して販路開拓等に取り組む者の自己負担分の一部を補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的とする。

（補助対象経費および補助率）

第４条　補助事業者に交付する県補助金の補助対象経費は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために要した経費のうち、国補助金交付の対象として補助金事務局が必要と認めた経費とし、福商連会長は予算の範囲内において県補助金を交付する。

２　補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

３　補助対象経費の区分及び補助率、補助上限額は別表のとおりとする。

（補助事業者の事業実施期間）

第５条　事業実施期間は、補助金事務局が国補助金の事業実施期間として認めた期間とする。

（交付申請及び実績報告、提出期限）

第６条　補助事業者が、県補助金の交付を受けようとするときは、様式第１「小規模事業者の賃上げに向けた稼

ぐ力強化支援補助金交付申請書兼実績報告書」に、以下各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、補助地域商工会議所に提出しなければならない。なお、補助地域商工会議所が福岡県外に所在する場合は、福商連会長に提出するものとする。

（１）国補助金に係る交付決定通知書の写し

（２）国補助金に係る補助事業実績報告書及びその添付資料（「支出内訳書・経費支出管理表」及び「収益納付に係る報告書（該当者のみ）」）の写し

（３）国補助金に係る額の確定通知書の写し

（４）国補助金に係る精算払請求書の写し

２　前項の提出を受けた補助地域商工会議所は、様式第１に添付書類を添えて、期日までに補助金事務局に提出しなければならない。

３　令和９年１月３１日までに県補助金の交付申請を行った事業者に対し、県補助金の支払いを行うものとする。

（交付決定及び県補助金の額の確定）

第７条　福商連会長は、県補助金交付額の決定に当たっては、補助対象経費の１２分の１以内（補助上限額は別表のとおり）（１円未満切り捨て）とする。

２　福商連会長は、前条第１項の規定による様式第１及び添付書類の提出があったときは、審査のうえ交付決定及び県補助金の額の確定を行い、様式第２「小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」により補助事業者に通知するものとする。

３　前条第２項の規定による書類を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定及び県補助金の額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は３０日とする。

４　福商連会長は、第２項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ、中止または廃止の届出）

第８条　補助事業者は、県補助金の申請後に、何らかの理由で、国補助金を辞退等した場合は、速やかにその旨を福商連会長に届け出なければならない。

（県補助金の支払）

第９条　県補助金は、精算払の方法により支払うこととし、補助事業者は、福商連会長から様式第２を受領したときは、速やかに様式第３「小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金精算払請求書」を福商連会長に提出しなければならない。

２　福商連会長は、前項の提出を受けた場合、提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、第７条第２項において確定した額の県補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第１０条　福商連会長は、第８条の申請の取下げ、中止または廃止の届出がなされた場合または次の各号の一に該当する場合には、第７条第２項の交付の決定を取り消すことができる。

（１）　福商連会長が別に定める期日までに、県補助金が請求されなかった場合。

（２）　国補助金請求後に何らかの事由により補助金事務局から国補助金が支払われなかった場合。

（県補助金の返還等）

第１１条　補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、様式第４「小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金返還等届出書」を速やかに福商連会長に提出しなければならない。

（１）消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還

（２）交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還

（３）取得財産等の処分に伴う収入の納付
（４）収益納付に伴う国補助金相当額の納付
２　福商連会長は、前項の報告があった場合のほか、補助事業者が、法令に違反または県補助金を補助事業以外の用途に使用したことが判明した場合には、県補助金の全部または一部の返還を命ずる。
３　前項の県補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．７５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業において取得した個人情報の取扱い）
第１２条　補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
２　補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
（１）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。
（２）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
３　個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
４　補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、福商連会長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、福商連会長の指示に従わなければならない。
５　補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づいて取り扱うこととする。

（補助事業の経理等）
第１３条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入及び支出額を記載し、県補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　補助事業者は、前項の収支額について、その収支内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、５年間保存しなければならない。また、福商連会長から要請を受けたときは、その写しを提出しなければならない。

（国補助金関連書類の提出）
第１４条　補助事業者は、国補助金に係る提出及び受領書類の全部について、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、５年間保存しなければならない。また、福商連会長から要請を受けたときは、その全部または一部の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）
第１５条　補助事業者は、第７条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を福商連会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他必要な事項）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、福商連会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

別表

1　補助事業者の事業実施に係る経費

補助金の名称	補助事業		補助率	上限
	補助対象経費の区分	内容		
小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金	小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援事業費	国補助金で補助対象経費として認められた経費 （内訳） 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費	12 分の 1 以内 ※1円未満端数切捨て	①通常枠 ：6.25 万円 ②インボイス特例適用事業者 ：12.5 万円 ③賃金引上げ特例適用事業者 ：25 万円 ④両特例（②及び③）適用事業者 ：31.25 万円

（様式第１）

令和　　年　　月　　日

福岡県商工会議所連合会　会長　殿

住　　所
名　　称
代表者の役職・氏名　　印

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金
交付申請書兼実績報告書

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金（以下「県補助金」という。）交付要綱第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

なお、交付申請にあたっては、下記「６．誓約事項」の内容について全て誓約します。

また、本補助金の報告等に必要な国の令和６年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞（以下「国補助金」という。）に関する一切の資料提供について、＿＿＿＿＿＿商工会議所（国補助金を支援する商工会議所名を記入のこと）及び福岡県商工会議所連合会へ委任することに同意します。

記

１．国補助金に採択された補助事業で行う事業名

事業名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．国補助金に採択された公募申請回及び公募申請枠

①公募申請回	第　　回	②公募申請枠	枠

３．国補助金の実施状況

（１）交付決定の内容（国補助金における交付決定通知書記載の金額を記載すること。）（※1）

①補助対象経費	円	②交付決定額	円

（２）実績報告の内容（国補助金における実績報告及び額の確定通知書記載の金額を記載すること。）（※2）

③補助対象経費	円	④確定額	円

４．県補助金交付申請額（※3）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

５．添付書類（国補助金に係る関係書類）

①交付決定通知書（写）
②実績報告、経費内訳一覧（写）
③額の確定通知書（写）
④精算払請求書（写）
⑤収益納付に係る報告書（該当者のみ）（写）

６．誓約事項（チェックボックスにチェックを入れてください。）

福岡県が国に対して国補助金の交付状況等を確認することに同意します。	□
申請内容に虚偽や不正は一切ありません。	□
補助金交付要綱等に記載のない事項については、福岡県及び福岡県商工会議所連合会からの指示に従います。	□

(※1)「３．(1)交付決定の内容」は、変更交付決定を受けた場合、変更後の金額を記入のこと。また、「変更承認通知書」も添付すること。

(※2)「３．(2)③補助対象経費」は、国補助金における実績報告内の「補助対象経費合計」の金額を記入。「３．(2)④確定額」は、国補助金における額の確定通知書内の「補助金の額」の金額を記入。

(※3)「４．県補助金交付申請額」は、上記「３．国補助金の実施状況」に記載した「補助対象経費(①と③のいずれか低い方の額)」に補助率12分の 1 を掛けた額であり、補助上限額は、別表のとおりとする。(円未満切捨て)

（様式第２）

番　　号
令和　　年　　月　　日

殿

福岡県商工会議所連合会　会長　　印

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金
交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金交付要綱第６条第１項の規定により、令和　〇年〇月〇日付けで〇〇商工会議所を通じて申請のありました小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金については、次のとおり交付することを決定し、併せて補助金の額を確定しましたので、同要綱第７条第２項の規定により通知します。

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、国の令和〇年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞（以下「国補助金」という。）実績報告書に記載し補助対象として認められた事業内容のとおりとする。

２．補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額及び確定額　　金　　円

３．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、福岡県の定める「小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金交付要綱」、「福岡県補助金等交付規則」、小規模事業者持続化補助金事務局の定める「令和６年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞公募要領」または「令和７年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞公募要領」、本交付要綱で定めるところに従わなければならない。

４．補助金交付にあたり必要と認められる場合は、本補助金関係書類の他、国補助金に係る関係書類（写し）について、福岡県へ提供することができるものとする。

（様式第３）

令和　　年　　月　　日

福岡県商工会議所連合会　会長　殿

住　　所
名　　称
代表者の役職・氏名　　印
※共同申請の場合は連名

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金
精算払請求書

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金（以下「県補助金」という。）交付要綱第９条第１項の規定に基づき、県補助金を下記のとおり請求します。

記

１．県補助金の請求金額（※「県補助金」の確定額）

円

２．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）
＊以下の５項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳（表紙及び最初のページの見開き１ページ）のコピーを添付すること。

振込先金融機関名：
金融機関コード（４桁）：
支　　店　　名：
支店コード（３桁）：
預　金　の　種　別：
口　　座　　番　　号：
預金の名義（カタカナ）：

（様式第４）

令和　　年　　月　　日

福岡県商工会議所連合会　会長　殿

住　　所
名　　称
代表者の役職・氏名　　印

小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金
返還等届出書

国の令和__年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型・通常枠＞（以下「国補助金」という。）の返還または収入等の納付を行いましたので、小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金（以下「県補助金」という。）交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．国補助金の返還または収入等の納付事由

□　消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還

□　交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還

□　取得財産等の処分に伴う収入の納付

□　収益納付に伴う国補助金相当額の納付

２．県補助金の返還額または収入等の納付額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３．小規模事業者持続化補助金事務局への送金日

令和　　年　　月　　日